

閣 郵 委 第 3 8 号  
平成 2 0 年 8 月 6 日

「写」

金融庁長官  
佐藤 隆文 殿

総務大臣  
増田 寛也 殿

郵政民営化委員会

委員長 田中 直毅 印



株式会社日本政策金融公庫法等の施行に伴う郵政民営化法第 124 条  
第 2 項及び第 152 条第 2 項の規定に基づく政令案について（意見）

平成 20 年 7 月 18 日付け金総第 2363 号・総情貯第 10 号をもって意見を求められた事案について、審議の結果、下記のとおり意見を提出する。

記

株式会社日本政策金融公庫法等の施行に伴う郵政民営化法第 124 条第 2 項及び第 152 条第 2 項の規定に基づく政令については、当委員会に示された内容のとおり立案することが適当である。